

(別紙)

女性医師等就労環境改善事業について

○事業の概要

仕事と家庭を両立できる体制整備により、勤務医の離職防止や再就業の促進を目的とした事業です。

以下の2つの事業があります。

1 就労環境改善事業

勤務医の負担を軽減し、仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境を整備する取り組みに対し、補助を行います。(短時間勤務制度の導入、出勤希望日制の導入、宿直・日直及び時間外勤務の減免、オンコールの免除、保育所以外の育児支援(ベビーシッターの雇上等)、就労環境の改善策を検討する機関の設置等)

2 復職支援研修事業 (H26年度からの新規事業)

休職又は離職から復職する際に不安を抱える女性医師等に対し、復職を支援するために指導医の下で実施する復職研修の取組みに対し、補助を行います。

○基準額

1 医療機関あたり 11,140 千円とします。基準額と、対象経費(1及び2の取組みにかかる以下の経費の総額。ただし、寄附金その他の収入を充当した場合はその額を控除。)を比較して少ない方の金額から補助額を算出します。

1 就労環境改善に取り組むために必要な代替職員経費^(注)(謝金、人件費、手当)、賃金、報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費、委託料(上記経費に該当するもの。)

(注) 代替職員経費は、女性医師等の短時間勤務や宿日直免除等の利用に伴う代替医師の人件費等とし、代替として勤務した部分に限ります。

2 病院が行う復職研修に必要な指導医経費(謝金、人件費、手当)、賃金、報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費、委託料(上記経費に該当するもの。)

○補助率

2分の1以内の補助率です(残額は事業主負担となります)。

予算の範囲内での補助となりますので、**満額補助できない場合があります。**

○対象施設

仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備及び復職研修を実施する病院。

○検査・監査等

1 国の交付金を活用した基金事業であることから、会計検査院の検査対象になります。

2 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年8月27日法律第179号)の遵守が求められます。当該法には不正受給、目的外使用等にかかる罰則規定もありますので、念のためお知らせします。